

フレデリック・ダグラス

清水忠重

## Summary

Frederick Douglass

SHIMIZU Tadashige

Frederick Douglass was a leading African American reformer who engaged himself in the emancipation of Southern slaves in the Ante-Bellum period and the elevation of freedmen in the Post-Bellum. He also devoted himself to the woman suffrage movement in the latter half of the nineteenth century. He often expressed gratitude for the women's contribution to the abolition of slavery and he thought the woman suffrage movement was but a continuance of the prewar antislavery movement.

Douglass's thinking was based on the traditional human nature concept, in which the human rights were assumed to be given according to his or her nature. He supposed, on the other hand, that man and woman were different in nature and that man was endowed with strict, energetic and combative qualities while woman was given submissive, mild and pious instincts. During the several decades of his social activity, he continued to demand the equal rights of man and woman while asserting their natural difference. It was at the address delivered in Boston on 28 May 1888, one of his last addresses, that he demanded the equal rights of both sexes on the ground of their equal nature and, by doing so, completed his logical and ideological consistency.

## (1)

フレデリック・ダグラスは南北戦争前は奴隸制反対運動のために論陣を張り、戦後は黒人の権利獲得のために生涯をささげた人物であり、19世紀アメリカを代表する黒人指導者一人である。同時にかれはまた女性の権利獲得にも深い関心を示し、女性の権利のために貢献した人物としても知られている。最晩年の講演のなかでダグラスは、平和運動、禁酒運動、奴隸制反対運動など、世界史上の数多くの輝かしい企ての中でも、女性参政権運動以上に輝かしいものはかつて存在しなかったと述べて、女性参政権運動を最上位に置いている<sup>1)</sup>。

女権運動に対するダグラスの貢献については、いくつかエピソードが残っている。セネカフォールズ大会で果たしたかれの役割はその典型的な一つといえよう。1848年7月、女権運動の活動家たちはニューヨーク州の田舎町セネカフォールズのウェズレイアン教会に集まって、男女同権をうたう「所信の宣言」を表明し、12の決議案を採択した。この大会は女性がみずから権利を公のかたちで要求したアメリカ最初のものであり、アメリカ女性運動の出発点を画するものであった。そしてこの大会で可決された12の決議案の中、女性参政権の要求（これは1920年に成立した憲法修正第19条において結実することになる）はその後の女権運動のなかでも中心的な位置を占めることになるものである。当時、女性参政権の要求は大会参加者のあいだでも時期尚早という意見があり、こういう過激な要求を掲げるとかえって世間の反発と嘲笑を招きかねないという意見があった。しかしエリザベス・ケイディ・スタントンは事前にこの決議案をダグラスに示して同意をとりつけ、その上でひとつに採否を問うた。会場の雰囲気が否定的な方向に動くかにみえたそのとき、ダグラスが発言を求めて立ち上がり、女性参政権を擁護する強力な論陣を張った。そしてかれの援護射撃を得て、決議案は僅差で可決された。後年セネカフォールズ大会を記念して、その跡地に記念碑が建てられた際、碑文には「エリザベス・ケイディ・スタントンがこの決議案を提出し／フレデリック・ダグラスがこれを支援した」という言葉が刻み込まれた。ダグラスの役割をなによりも雄弁に物語るものといってよい<sup>2)</sup>。

ダグラスは、自分がはやくから女権運動に大きな関心を持っていたことを随所で繰り返し述べている。自伝（『フレデリック・ダグラスの生涯と時代』）のなかでかれは、奴隸解放運動にたずさわる女性活動家たちの献身に心を動かされ、「女性の権利（“Woman's Rights”）」に関心を示すにいたったことに触れ、やがてかれ自身が「女権派男性（“a woman's-rights-man”）」と呼ばれるにいたったことに触れている<sup>3)</sup>。南北戦争以後ダグラスは女性参政権運動の集会には常連のようなかたちで来賓演説者として招待されることになるが、そうした際かれは女性活動家たちの奴隸制反対運動への挺身に対して劈頭謝意を表するのをつねとした<sup>4)</sup>。1888年5月28日、マサチューセッツ州ボストンのトレモント教会で開催されたニューイングランド女性参政権協会の年次大会に出席したときは、開口一番つぎのように述べている。

「わたしがこの世の中でなんらかの使命を持っていたとしますと、わたしの特別な使命は黒人の解放と権利獲得がありました。あなたがたの使命は女性の解放と権利獲得であります。わたしの運動は偉大な運動ありました。あなたがたの運動はさらにいっそう偉大な運動であります。なぜなら、それは全人類の二分の一の解放と向上に関するものだからであります。・・・（中略）・・・ニューイングランド女性参政権協会は奴隸の自由のために果敢に論陣を張ってくださった高貴な女性たちを、それもこうした発言をすることが、こんにち女性参政権運動のために発言するよりも、はるかにいっそう大きな勇気を要した時代にそうしてくださった高貴な女性たちを擁しています」<sup>5)</sup>。

この講演の中盤ではダグラスは、自分の女権運動に対する関心は自分が奴隸制から解放され、自由の身になったと同時に芽生えたものであり、奴隸制反対運動に対する関心と同じ程度に古いものであることをつぎのように付け加えている。

「すでにお話したことのあとでこういうことを言う必要はないかと思いますが、わたしは過激な女性参政権派の男性（a radical woman suffrage man）であります。わたしはかれこれ50年も前からそうでした。自分の足から奴隸制のほこりを払い、マサチューセッツ州の自由な土を踏みしめるや否や、わたしはこの問題に関しては参政権支持の側に立ちました。時代を経て、思索と経験を積むにつれて、わたしの確信はただただ強まるばかりであります。わたしはその正しさと英知と必要性を確信しております」<sup>6)</sup>。

## （2）

ダグラスが女権運動に深い関心を示したのは、たんに女性活動家たちが奴隸制反対運動を支援してくれたことに対する謝意の念からばかりではなかった。自伝のなかでかれは「奴隸制反対運動の真実の歴史が将来書かれるとき、女性はそのページで大きなスペースを占めることになるであろう。というのは奴隸の運動はとりわけ女性の運動でもあるからだ」<sup>7)</sup>と記している。ダグラスは女性の権利問題を奴隸制問題・黒人問題と同じ性質の問題であると考えていた。先ほど触れた1888年5月下旬開催のニューイングランド女性参政権協会の年次大会では、ダグラスは奴隸制反対運動と女性参政権運動は共通の論拠に依拠すべきであることをつぎのように説いている。

「いくつかの点で、この女性参政権運動はかつての奴隸制反対運動の継続に過ぎません。われわれは根を同じくする差別と戦おうとしているのであり、同じ精神と決意でもってそれに対処しなくてはなりません。かつてチャールズ・サムナーが『奴隸制という七つの頭を持った蛮行』に反対したときと同じ論拠でもって対処しなくてはなりません」<sup>8)</sup>。

ダグラスは黒人の運動と女性の運動は共通の普遍的な論拠に依拠して展開されるべきであると述べているわけであるが、その際かれが持ち出そうとした普遍的な根拠とは、ひとことでいえば自然であった。いつの時代でも、その時代特有の思想風土ないし思考枠組みといったものがあり、ひとはこうしたフレームの中で考え、行動するわけであるが、19世紀の思想家たちが依拠したのは18世紀以来の自然の思想であった。

この自然の立場では、ひとが人間社会について考察する場合、まずなによりも人間の資質(human nature)に注意を向けることになる。そして人間とはいかなる資質をそなえた存在かという問い合わせにまず取り組み、その把握を基礎にすえた上で、教育論、社会制度論などを構想していくことになる。自然(資質)があらゆる考察を支える大前提に据えられているわけである。19世紀半ばにある差別主義者は女性の権利を論じて、「現在女性は世界中で男性に従属しているが、これはなぜなのか。それは彼女の本性ゆえ(by her nature)である。ちょうど黒人が現在もまた将来においても永遠に白人に劣っているのと同じである」<sup>9)</sup>と述べている。女性(あるいは黒人)の権利の擁護者であると反対者であるとを問わず、ひとびとはすべて自然のフレームのなかでものを考えていたわけである。

ところで、19世紀のアメリカ人が人間の資質(人間本性)を考える際に依拠したのは、具体的にいえば建国期以来の人間本性論であった。それは人間本性を理性(頭脳)と道徳感覚(心)からなっていると考えるものであり、男性は理性面に秀でているのに対して、女性は道徳感覚に秀でているとする見方であった。当時のひとびとは、ダグラスも含めて、すべてこの建国期以来の人間観を受け継いでいた。ウイリアム・ロイド・ガリソンはダグラスの最初の自伝に寄せた「はしがき」の中で、「知的、道徳的人間」、「知性と心」、「頭と心」といった言葉を使って人間を論じているし、マリア・チャイルドは『アフリカ人と呼ばれているアメリカ人のための訴え』(1836年)のなかで、「黒人の知性」と「黒人の道徳的性格」という2つの側面から黒人資質にアプローチしている<sup>10)</sup>。またダグラスは自分自身の新しい新聞を創刊しようとして、ガリソン派から猛烈な反対をされ、思いどまるよう忠告されたとき、もしこの試みが失敗したら、「わが人種の知的、道徳的欠陥(the mental and moral deficiencies of my race)」の例証をもうひとつ増やすことになると覺悟したと自伝に記している<sup>11)</sup>。いずれにしても当時の論者は理性(あるいは知性)の領域と道徳の領域というふたつのものを想定して、人間(黒人、女性)をとらえていたことがわかる。したがってこの小論では、ダグラスが女性の権利を人間本性論の見地からどのように根拠づけしているかという点について見ていくことにしたい。

### (3)

まず南北戦争前(すなわち奴隸解放前)のダグラスの発言であるが、南北戦争前の段階ではダグラスは女性の権利について関心を持っていたかもしれないが、積極的な論陣を張るということはなかった。女権大会に出席してスピーチを求められ、短いはなしをすることはあっても、はなしの内容自体は思想的にいって乏しいものであった。たとえば1850年10月23日と24日の両日、マサチューセッツ州ウスターで全米女権大会(National Women's Rights Convention)が開催されたとき、ダグラスは短い講演をおこなっている。そして自分は偏見の犠牲者であったが、つねに自分の権利行使することをこころがけ、そのために鉄道や蒸気船から放り出されるなど、数多くのいざこざを引き起こすこと也有った。しかし「権利を絶え間なく行使することが、皮膚の色に対する人々の偏見をすり減らしていくことになるということを発見した」と述べて、女性たちにも権利の行使を促している<sup>12)</sup>。要するに自分の経験から得たことを断片的

に語っているだけであり、女権に関する体系立った思想を語っているわけではない。

エリザベス・ケイディ・スタントンらの女性活動家たちが1853年11月30日と12月1日の二日間、ニューヨーク州ロチェスターで女権大会をひらいて、「夫と妻はかれらが共同で稼いだものの共有者である」とする法律の制定を州議会にはたらきかけるべしとする決議案を審議した際、ダグラスはこの決議案に反対の意向を表明している。そして女性は参政権をもつべきであり、男性と同じ知的教養を身につける権利をもっているとしつつも、ただ一つの問題にわたしは頭を悩ませているとして、財産の処分権に言及し、「財産に関する平等な処分権を妻に与えるのは、かならずしも公正ではないようにわたしには思われる。夫は懸命に働いているのに、たぶん妻のほうは（家の中で——清水）優雅に暮らしているのだ」と述べている<sup>13)</sup>。数年前のセネカフォールズ大会では女性参政権支持を打ち出しているにもかかわらず、男性は競争社会のただなかで経済活動に従事しているのに対して、女性は家庭にこもって家事・育児に専念しているにすぎないという当時の男女観や、「女性の領域」「男性の領域」といった考え方依然とらわれていたことを示す発言をしているわけである。

1858年5月中旬、ニューヨーク市のモーツアルト・ホールで全米女権大会の年次大会が開かれたときもダグラスはこれに出席して、短い講演をおこなっている。そして女性は男性のできることならどんなことでもすることができる、女性は男性と同じことをすることによって、自分を男性化することができると述べ、「もし女性が針の代わりに土地を耕す鋤をもつならば、彼女の手は男性の手と同じように大きく硬くなるであります。……（中略）……プランテーションでは女性も男性と同じように一日に数多くの力仕事をこなさなくてはならないので、その結果（男性とおなじように——清水）力も強く健康になるのです」と述べている<sup>14)</sup>。これは言ってみれば、男性と同じ権利を獲得するには女性を捨てて男性のようになれといっているようなものであり、男性中心主義の発想からなんら抜け出してはいない。いずれにしても南北戦争前の発言には見るべきものではなく、ダグラスが女権問題について思想的に掘り下げて考えていたことを示すような形跡はうかがえない。

#### (4)

ダグラスは1881年に書いた自伝の第18章でも、女権について論じている。かれは改革運動を進める上で親交のあった女性活動家たちをとりあげて、「奴隸制反対運動の真実の歴史が将来書かれるとき、女性はそのページに大きなスペースを占めるであろう。というのは奴隸の運動は女性の運動でもあるからである」<sup>15)</sup>と述べ、奴隸制反対運動に対する女性活動家たちの貢献に謝意を表して、「女性のこころと良心が多大なかたちでその原動力と推進力を提供してくれた」と述べている。そしてこの点をさらに具体的に解説して、「女性の手腕、勤勉さ、忍耐力は、いつもここぞという時に驚くようななかたちで發揮された。女性は足で『自発的な使い走り』をし、指で軍資金を捻出する仕事をこなしただけでなく、その確固たる道徳的信念と優しい人間的感性とは、ペンと声において説得的に表現された」<sup>16)</sup>と述べている。つまり女性を道徳的資質の勝った存在、心優しい存在としてとらえているわけであり、「頭脳」（知性あるいは理性）

の資質においてではなく、「道徳感覚」の資質において貢献してくれたといっているわけである。この女性観が当時の常識的な男女観を一步も抜け出すものでなかつたことは明らかである。

またダグラスはこの自伝の中で南北戦争前のこと回顧して、つぎのように述べている。「エリザベス・ケイディ・スタントン女史——當時彼女はまだ若く、熱烈な奴隸制廃止論者であった——と議論した際、彼女は参政権からの（女性の——清水）排除が間違いであり不正であることをわたしに力説した。わたしは『慣習』や『義務に関する自然の区分（natural division of duties）』や、『デリケートな女性は政治にかかわるべきではない』とか、『女性の領域』といったようなありきたりの言い方をするだけで、彼女の言い分に対して反論することはできなかつた」<sup>17)</sup>、と。

つまりスタントンから女性差別を指摘されたとき、ダグラスは慣習上そうなつてはいるのだから仕方がないとか、政治は男性の領域であり、女性は家事・育児に専念したほうがいいのではないかといつたり、あるいは男性と女性はその資質（自然）に応じた義務を割り当てられているのではないかといった程度の返答しかできなかつたといって、自分の論理のだめさ加減を反省しているかのような口ぶりであるから、読者はこれから判断して、自伝を書いた時点のダグラスは、「義務に関する自然の区分」や「女性の領域」といった考え方を否定するにいたつていたのであろうと思うわけであるが、しかしこれに続く箇所を読んでみると、どうもそうではない。ダグラスは上の引用箇所にすぐ続けて、こう述べている。どんな政府においても戦争、奴隸制、不正、抑圧、力は正義なりといった考え方が最優先され、政府は弱者のためにあるということを建前としながらも、弱者は実際上なんらの権利も持てこなかつた。何千人の人間を殺した殺人者が英雄とあがめられ、肉体的な力の崇拜が輝かしいことのように思われてきた。どの国も破壊兵器をつくることに富と力と技術を注ぎこんでいる。しかし、もしこうした殺伐たる「政府のなかに女性的要素を注ぎこむならば、力（might）を正義（right）よりも上位に置くこうした趨勢を完全に正すとまではいかないにしても、とにかく女性の影響力がこの野蛮で破壊的な趨勢に歯止めをかけ、矯正する上で大いに貢献することになるであろうことは明らかである。いずれにしても世界中の男性的政府は失敗したのであるから、男性的要素と女性的要素を合わせた政府を実験的に試してみるのもいいのではないか」<sup>18)</sup>、と。

ここで語られているのは、現在の世界中の政府は男性的要素で構成されているので、野蛮で殺伐としているが、もしこれに女性的要素を注入するなら、調和のとれたいい政府ができるのではないかといった意味あいのことがらである。この時期のダグラスは依然として、人間の資質には男性的要素と女性的要素があると考え、男性を荒々しく指導力に富んでいて、厳格かつ闘争的、女性を穏和で従順で敬虔といった男女観を前提にしてものを考えてはいたといわねばならない。

この自伝でダグラスは女性参政権を人間本性論に基づいて論じようとしているが、その論じ方も不十分であり、人間本性論自体も中途半端である。ちなみにかれは「共和政体の眞の基礎は性の違いや肉体的な力の強弱ではなく、道徳的知性（moral intelligence）と正邪・善悪

「識別し、選択する能力にある」（傍点、清水）のだから、女性を参政権から閉め出すのは理性や正義の中に根拠をもってはいないという言い方をしている<sup>19)</sup>。この場合、単純に「知性」と言い切らないで、「道徳的知性」という歯切れの悪い言い方をしていることに注意したい。歐米の思想史では知性（理性）と道徳感覚は対概念であるから、本来なら両者は対置して使われるべきあって、「道徳的知性」などという曖昧な言い方はしない。この独特の語法は、ダグラスが女性に知性を認めつつも、それを百パーセント純粹の知性としてではなく、道徳感覚がかった知性、女性的資質の混ざった知性としてとらえていたことを示すものといってよい。

なおこの自伝の第18章の最後の部分で、ダグラスはこれは黒人の場合にも、女性の場合にもいえることであるがと断り書きした上で、女性を政治から閉め出することは、熟慮、向上心、責任感を女性から奪いとることになると述べ、有能な市民を育成するには、参政権を与えるべきであるという主張をつけ加えている<sup>20)</sup>。

## (5)

1886年5月24日にニューイングランド女性参政権協会（New England Woman Suffrage Association）の第18次年次集会がボストンのトレモント教会で開かれたとき、ダグラスは注目すべき講演をおこなっている。まず最初の部分でかれは、わたしはあなた方の運動を支援することができるという自信を持ってここにやってきたわけではない、女権運動を支持する議論になにか新しいものを付け加えることができると思って参加したわけではないことわり、自分にできるのはせいぜい「この運動のすべての支持者たちが共通に抱いている考え方と感情をささやかなかたちであなたがたのもとに返すこと」であると述べている<sup>21)</sup>。しかし、この謙遜した言い方はむしろ逆にダグラスの自信のほどを示すものといってよい。この講演は2年後の1888年の講演に比べると、不完全で矛盾した面ももっているが、女権を論じたものとしては、従来の講演と比べて、より体系的なものになっている。

ダグラスの議論の進め方は、当時広まっていた女権反対意見をいくつか引き合いにして、それらに反論を加えていくというかたちでなされており、論じ方自体としては体系的なかたちをとっているわけではない。むしろかれ自身の所論は分散したかたちで示されている。したがって、かれの考え方をまとったかたちで理解するには、講演のなかにちりばめられている諸要素を集めて、再構成していく必要がある。ここでもそういうかたちで見ていくことにする。

ダグラスは講演の最初の部分で、女権の要求は普遍的な論拠の上に位置づけられねばならないということをつぎのように強調している。

「奴隸制反対闘争の時代にそうしたのと同様、この（すなわち女権——清水）運動の場合にも、われわれの使命はすべてのひとに訴えかけることのできる真理を繰り返す（傍点原文イタリック）ことあります。この場合も、またどんな場合もそうですが、日の下には新しいものはないからであります。・・・（中略）・・・男女いずれの権利であろうと、わたしはどんな権利も、この幅広い不变で永遠の基盤の上に基礎づけたいと思います。この集会が推し進めようとしている運動以上に、こうした基盤の上に基礎づけられるにふさわしい運動をわたしは知

りません」<sup>22)</sup>。

女性の権利を論じるに際して、そのつどそのつどの時事的単発的な論じ方をするのではなく、もっと普遍的な論拠（具体的に言えば、人間本性論）を持ち出し、それに依拠してなされべきであるといっているわけであり、理論構成に意識をむけていることがわかる。

1881年の自伝でも女性の資質は取り上げられていたが、この講演でもダグラスは、女性とはいったいいかなる存在かと問い合わせて、女性の資質をあらためて問題にしている。そして「女性の参政権行使を不適切なものにしているようなものが、女性の資質や体質のなかに存在するでありますか」、女性は理性的な存在であるか、女性は善悪を識別することができるか、女性は政治家とその政策について知的な意見をもつことができるか、女性は言葉と行動によって自分の思想と意見を表明することができるなどと尋ねていき、これらを踏まえた上で女性参政権は決して理に反したものではないと主張する<sup>23)</sup>。ダグラスはまたつぎのようにもいう。もし政治に参加するには高い知性が必要であるというのなら、女性はこれに必要な資格を満たしている。男性に習得できて、女性に習得できないよう知的分野などというものはない。女性はあらゆる知的専門職に就いている。女性はすでに教師、牧師、医者、法律家になっている。にもかかわらず、なぜ女性は投票者や政治家になれないのだろうか。女性に参政権を拡大してはならないような理由が「自然、理性、正義、便宜性」の中にあるのであろうか、と<sup>24)</sup>。

女性の知的道徳的資質を論じた上で、ダグラスは共和国を人間本性論の見地から論じている。かれは女性参政権に反対する意見の一つに、「女性は兵役に服することができない。女性は肉体的にいって武器を取ることができない。したがって、国家のおこなう戦争に従事することができない」という意見があることを紹介する。そしてその上で、「この議論は人間本性に由来するもっとも崇高な知的、道徳的権利の一つを、まったくの身体的なもの上に基礎づけようとするものであります。この議論によりますと、市民政府の基礎は精神ではなく筋肉、理性ではなく腕力、権利（right）ではなく力（might）であるということになってしまいます。人間的なものではなく獣的なものであるということになってしまいます」<sup>25)</sup>と述べて、この議論を斥ける。市民政府は人間本性の中の物理的肉体的な要素（筋力や腕力）の上にではなく、精神的因素（知的、道徳的な資質）の上に基礎づけられるべきである。したがって、女性も歴とした共和国の担い手であると主張しているわけである。

さらにダグラスはアメリカの政治制度が依拠している原理に目を転じ、この原理に照らしても女性参政権は当然であるという。すなわち、「アメリカ政府の構成原理に目を向けるなら、われわれはやはり同じ結論に到達します。アメリカの自由思想は、政府は被治者の合意から統治権を引き出すというものであり、代表のない課税は専制であるというものです。そして共和国の建設者たちは専制への反抗は神への服従であるとすら言いました」<sup>26)</sup>。女性が法を破ったり、罪を犯したりすれば、彼女は逮捕され、裁かれ、男性の犯罪者と同様、罰せられる。女性だからといって、いいわけが許されたり、保護されたりするわけではない。「もし法律が女性の罪を裁くときに性を考慮に入れないのであれば、なぜ特権（privileges）を与えるときだけ、性を考慮するのでありますか。・・・（中略）・・・女性は代表なくして課税さ

れ、女性の陪審員をもつことなしに裁かれ、合意もしていないのに治められ、作るのに手を貸してもいい法を犯したからといって罰せられているのです」<sup>27)</sup>、と。共和政治は被治者の合意を前提としているにもかかわらず、現実はそうなっていないことを指摘し、それは専制政治ではないかといって女性参政権を要求しているわけである。

当時、女性参政権に反対して持ち出された論議のひとつに、参政権の賦与は女性を堕落させるというものがあったが、ダグラスはこれに対しては、こう述べている。参政権の賦与ははたして男性を堕落させているであろうか。もしそうでないのなら、参政権が女性を堕落させるということはありえない。政治的に夫と対等な権利を与えることは、むしろ逆に女性に責任感や名誉心を植えつけるはずである。もし参政権が女性を堕落させるというのなら、いったい女性を向上させるどういう方法が他にあるというのか、と<sup>28)</sup>。ここではダグラスは被治者の合意だけでなく、さらに共和国の自立した扱い手の育成という観点から参政権を要求しているわけである。

以上みたダグラスの主張は、男女の同質性という前提の上に議論が組み立てられている。ところが、この1886年の講演はじつはこの論法だけで組み立てられているわけではない。おなじ女性参政権を掲げつつも、この講演の後半では、じつはこれとはまったく別の論拠が持ち出されている。

ダグラスは当時でまわっていた女性参政権への反対理由をとりあげていくなかで、女性の声はすでに政治に代弁されている、女性の声は夫、息子たち、兄弟たちによって代弁されているではないかという言い分をとりあげている。そしてこれに対して、「あるものの全体はその部分以上である」という言葉を引用し、この言葉は人間の資質に関するものとして、つぎのように述べている。

「男性と女性をあわせたものは、女性だけあるいは男性すべてよりも上あります。・・・（中略）・・・男性のみの政府は、人間の美質の全体量の半分しか体現しておりません。それは1本のオールしかもっていないボート、片翼しかもっていない鳥、1つのひれしか持っていない魚のようなものであり、中途半端な欠陥物であります。その政府は女性の直観力、善悪をただちに見分ける感覚、子供と思う気持ち、戦争への嫌悪、平和と禁酒への愛を剥ぎ取られています。それは女性の繊細さと上品さ、保守的気質を剥ぎ取られており、粗野で酒飲みで放蕩で凶暴な支配者の登場を可能にするものであります。わたしは人間本性（human nature）は悪よりも善なるものをより多く含んでいると確信していますので、人事に処するには、部分よりも全体を信用したいと思います」<sup>30)</sup>。

ここで示されているのは男女の資質を異なったものとみなし、男女二つの資質を合わせてはじめて調和のとれた完全な政府ができるという考え方である。ここに描かれているのは直観や善悪の識別能力、繊細さ、上品さ、平和愛で特徴づけられる通俗的な女性観であり、この穏和な要素を既存の男性的政府に注入するなら、調和のとれた政府ができるという発想である。ここでも人間本性論がベースに敷かれているが、しかしここでは男女の同質性ではなく、異質性の主張が前面に押し出されている。講演の前半では女性も理性的存在であるということ

を強調しておきながら、ここでは逆に旧態依然とした女性観に逆戻りしている。すなわち一方で同質性の論理を前提にすべて議論しておきながら、他方では逆に異質性の論理に依拠して議論を開くという矛盾に満ちたことをしているわけである。

この講演でダグラスは女性の権利を論じた際、選挙権と被選挙権、官職に就く権利、官職への任命権のみならず、兵役に服する権利も権利の具体的な内容として挙げている<sup>31)</sup>。この兵役に服する権利の要求はきわめて過激なことながらのように思えるが、これはしかし思想の過激さを示すものではなく、たんにダグラスの議論の整合性のなさを示すものと受け取ってよい。上に見たように、この講演の別の箇所でかれは共和国の基礎は精神的な意味での人間本性（すなわち腕力や筋力といった物理的身体的な能力ではなく、知的道徳的な精神的資質）の上に置かれるべきであることを強調しているわけであるから、この前提に立つかぎり、軍務に就く就かないは参政権賦与の問題とはなんの関係もないはずである。つまり女性（女権論者）の側からわざわざ兵役に服することを（いわば参政権と引き替えのかたちで）権利として要求する必要などないというべきである。事実この兵役に服する権利の要求は、2年後の1888年の講演では影を潜めることになる。

## (6)

ダグラスは1888年5月下旬、ボストンで開かれたニューイングランド女性参政権協会（the New England Woman Suffrage Association）の年次大会でも女権を擁護する講演をおこなっている。そして、この最晩年の講演はダグラスが女性参政権に関しておこなったもっとも完全なものになっているといってよい。ただ、この場合もダグラスは自分の所論を体系的なかたちで提示することよりも、女権反対思想に反論を加えていく中に自説を分散したかたちで示していくので、ここでもそれらを拾い集め、再構成していくかたちで見ていくことにする。

まず男女の資質についてダグラスは、「女性は人間であり、男性によって主張されている人格上のすべての諸特質をそなえているのであり、女性の人権は、すべての点で、男性のそれと同じであります。女性は男性を特徴づけているのと同じ数だけの感覚をそなえており、男性と同様、人間の政府の臣下であり、法を理解し、従い、法の影響を受ける存在であります。女性は政治家の性格や法律について知的な判断を下すことができますし、法律と議員の両者に関して、自分の選択権行使することができます」<sup>32)</sup>と述べて、男女の資質と能力を同等視する発言をしている。

2年前の講演ではダグラスは参政権を特権という言葉で呼んでいたのであったが<sup>33)</sup>、この講演では参政権は人間が勝手に作り出した特権（「すなわち慣習的などりきめによって作り出され存続しているもので、この特権を作り出したひとびとが随意に与えたり、差し控えたりすることのできるもの」）<sup>34)</sup>ではなく、自然権（a natural right）であると主張している。そして、もし参政権が特権であるというのならば、いったいどういう権威によって、いつ、どこで、いかにしてそのようなことが決められたのか、なぜ男性だけに限定してこれが賦与されているのか知りたいものだといって、特権という理解の仕方を完全に斥けている<sup>35)</sup>。人間本性論を基礎に

据えて参政権を要求するのなら、当然、男女の自然はおなじであり、参政権は自然権であるというふうにもっていかなくては筋が通らないわけで、こうした点からいってもこの講演は論旨が整っている。

すでに1886年の講演でダグラスは女性参政権の基礎づけを二つの方向からおこなおうとしていた。一つは人間本性論の見地からの議論で、男性と女性は自然（資質）が同じなのであるから、女性にも参政権（自然権）が適用されねばならないという主張、もう一つは共和制の原理に関するもので、共和制の根底には被治者の合意が置かれているのであり、この合意を欠いた支配は専制であるというものである。この1888年の講演では、ダグラスはこの二点をはっきり要約するかたちでつぎのように述べている。「男性と対等な資格で政治に参加する権利があるという女性の言い分は、女性の自然と人格にその根拠を持っているのであり、かつ広く認められたアメリカ的自由とわが共和制の威信と機構の中にその根拠を持っているのであります」<sup>36)</sup>。この後者の側面を敷衍して、ダグラスはさらに「独立宣言によりますと、そして人間の自由を謳うあの偉大な文書に署名したひとびとによりますと、政府の正当な権限はすべて被治者の合意から引き出されるものであります」と述べ、いったい、いつ、どこで、また如何にして女性が参政権の剥奪に合意したというのか、なぜ女性がアメリカ独立宣言の諸原理から排除されねばならないのか<sup>37)</sup>と問い合わせる。そして被治者の合意だけではなく、自立した市民、責任感のある市民を育成する上でも参政権は必須のものなのだという議論をつぎのように付け加えている。

「かれら（女性参政権の反対者たち——清水）は、権利は否定しますが、影響力は認めます。かれらはこういいます。女性自身は投票することは出来ないが、投票をする男性に影響力を及ぼすことができるのである、と。しかし、このような人間関係がだめなのはまさにこの点にあります。といいますのは、それは影響力を及ぼすことを認めておきながら、責任はとらせないというものだからであります。責任感というものはわれわれが能力を発揮し、人間関係を作り上げていく上で、本質的に重要な要素であります。われわれはそれを必要としています。女性がその行為の最善の成果を達成するには、男性に劣らず、責任感が必要であります。女性から権利を奪い去るということは、女性から責任感と義務感を奪い去るということですが、この二つの観念はあらゆる前向きの努力と生存を支える本質的な特質なのであります」<sup>38)</sup>。

ダグラスは当時かれと同じように自然を持ち出す立場、つまり自然を持ち出しつつも、ダグラスとは逆に男女の自然のちがいを強調し、そのちがいに依拠して女性参政権を否定する立場、言い換えると男性は女性の参政権を剥奪する権限を自然から引き出したのであるという議論に言及している。そして、われわれもまた「自然（Nature）」に対しては大きな敬意を払うものであるから、この問題は「われわれが自然と呼んでいるこの厳肅な法廷」<sup>39)</sup>にゆだねなくてはならないとして、男女の自然をつぎのように描いていく。

「まず家庭における自然（Nature）から始めましょう。家庭は人生の出発点であり、組織された社会と国家の原初の出発点でもあります。いま同じ家のなかに息子と娘がいると仮定しましょう。かれらは幼児期に同じ胸に抱かれて育ちました。かれらは同じテーブルで食事をしま

した。かれらは青年期には同じ環境でしゃべり、歌い、祈り、一緒に遊びました。かれらはともに成長して大人の男女になりました。要するにかれらは幼い頃は同じ家庭のなかの対等な一員だったのであり、同じ家庭のなかで同じ権利と特権を実質的に与えられていたわけです。かれらは同じ道徳的知的訓練 (the same moral and intellectual training) を受け、家族会議の席で同じ思想と表現の自由を、すなわち対等に質疑応答する権利を享受していました。かれらは道徳的知的資質 (moral and intellectual endowments) の点で平等であります。たとえまったく平等ではないにしても、一方が優秀であれば、他方もそれと同じくらい、すなわち娘は息子と同じくらい、姉は弟と同じくらい優秀であります。ところで、ここで答えなくてはならない問題は、つぎの点であります。すなわち、いつ、いかなる状況のもとで自然が立ち入ってきて二人の関係に変化を生ぜしめ、息子（弟）を娘（姉）の支配者にするのかということであります。いつ自然は、息子が議員を選んで法律を作り、政府を建て、娘になり代わって娘の自由の範囲を定めるべしと宣告しているのでありますか。いつ自然は、息子と同じくらい理性的な人間である娘に、政府——その下で娘が息子と対等に暮らすべき政府——に関する問題を決定する発言権や投票権は一切ないと宣告しているのでしょうか。二人は揺り籠のなかにいるときは平等でしたし、家のなかでも平等でした。幼年時代も平等でしたし、青年期にも平等でした。大人になっても平等でした。生命、自由、幸福追求の権利の点で平等でした。ですからわたしはこの点を知りたいのですが、一体いかなる自然の命令が、つまり地底で起こったいかなる道徳上の地震が、あるいは天上から下ったいかなる落雷がこの二人を引き裂き、一方を天方に押し上げ、他方を地面に叩き付けたのか、すなわち一方を自由へと宿命づけ、他方を奴隸制へと宿命づけたのかを知りたく思っています」<sup>40)</sup>。

こう述べたあと、ダグラスはさらにいう。自然（資質）には肉体上のそれと精神上のそれの二通りのものがあるのであるが、共和制を基礎づけるとすれば、当然後者の上にでなくてはならない。ところが、女性参政権反対者たちはこの点を理解しようとせず、かれらは自然とは肉体上の自然のことだと思っているのである、と。女性参政権反対論者の議論の仕方がなぜだめなのかを、ダグラスは上の引用箇所に続けてつぎのように説明している。

「なぜなら、その論議は道徳的知的意味合いのことがらを——政治における選択の自由から女性をすっかり排除することになる帰結を——たんなる肉体的な事実に依拠して主張しているからであります。その論理はこうです。男性のほうが女性よりも肉体的に強い。したがって男性は女性を自分の意志に従わせる権利を持っている。女性は銃を担って戦闘に従事することが出来ないのだから、票を投じる資格などない。女性は思考能力はもっているかも知れないが、思想を表現したり、一票を投じることによって思想を実現したりする権利はないというものであります。要するに、この女性参政権反対思想の本質は、力は正義なりという思想に尽きるものであります。それは篡奪者、奴隸所有者、暴君、強盗、海賊の権利でありまして、理性ある男女よりも野獸にふさわしい権利であります」<sup>41)</sup>。

ダグラスはまたこの講演の最後の部分で、共和制がなぜ信頼に値するのか、なぜ共和制以外の方法ではだめなのかを、人間本性をもちだして正当化し、そこからさらに女性参政権の肯定

へと議論を進めている。すなわち、

「もし人間本性が全面的に堕落しているのなら、すなわちもし男性も女性もともに悪以外のことを考えたりしたりすることができないのなら、そしてこの政府の性格なるものも必然的にこの普遍的で内在的な堕落の表明でしかないのなら、少数の男性と女性が政治にたずさわり、たずさわる数が少なければ少ないほどよいでありましょう。われわれは共和政体を放棄し、ひとびとを公職に選ぶのをやめて、きっぱりとロシアのツァーかローマ教皇か、あるいは神授王権によって治める支配者のもとにわれわれを置くべきであります。だがしかし、もし逆に人間本性が邪惡というよりは善なるもの——わたしはそうだと信じております——であり、もし最善の政府は本性に内在する美德の最大限によって支えられるのだとしますと、もし女性も男性と同じように美德をそなえているのだとしますと、もし全体は一部に勝るのでしたら、そしてもし男性と女性に内在する人間的善性の総計が、いずれか一方のみの善性よりも勝っているのだとしますと、政府を創設し、運営し、永続化することから女性を排除しようとする政府は不完全であり、有効性と成功と完全を達成する上で、もっとも英知に満ち、もっとも優れている総体の二分の一を自分の身から奪い取るものであります」<sup>42)</sup>。

要するに人間本性論の見地からアメリカ共和制の正当性を論じ、その上に女性参政権の正当性を位置づけているわけで、この言葉は講演の最後に置かれてはいるが、かれの考え方をもつとも簡略化したかたちで示したものといってよい。ダグラスの発言には矛盾する前提や要素が混ざっている場合が多くあるが、その根底には自然法の考え方方が据えられていた<sup>43)</sup>。かれの思考の基線はふたつのものに要約することができる。ひとつは、共和制は人間の自然（善性）にもっともかなった政体であり、これは被治者の合意によってはじめてなりたつというもの、もう一つは、男女の自然（資質）は同じであるから、女性にも（参政権をはじめとする）自然権が認められるべきであるというものである。かれの発言に混ざっていたさまざまな夾雜物がそぎ落とされて、この基線が簡潔かつまとまったかたちで示されたのが、この1888年5月の講演であったといってよい。

## 注

- 1) 1888年3月25日から4月1日にかけて、首都ワシントンで国際女性会議 (The International Council of Women) が開かれたとき、ダグラスは3月31日に講演をおこなっている。そして戦争、不摂生、奴隸制が悪であることは一目瞭然であるが、これらとちがって女性差別はむしろみえにくい。しかしそれだけいっそう困難で重要な運動であるとして、女性参政権運動に最大の賛辞を送っている。Frederick Douglass, *The Frederick Douglass Papers* (New Haven: Yale University Press, 1992) Series One., Speeches, Debates, and Interviews, Volume 5, pp. 351–52. 以下、FDPとして引用。
- 2) Philip S. Foner, ed., *Frederick Douglass on Women's Rights* (Westport, Conn.: Da Capo Press, 1976), pp. 12–14.
- 3) Frederick Douglass, *Life and Times of Frederick Douglass* (Hartford, Conn.: Park Publishing Co., 1881), p. 480. 以下 *Life & Times* と略。
- 4) ここで引いているものの他、たとえば、FDP, vol. 5, pp. 167, 248などもみよ。
- 5) FDP, vol. 5, p. 379.

- 6) *FDP*, vol. 5, p. 383.
- 7) *Life & Times*, p. 476.
- 8) *FDP*, vol. 5, p. 381.
- 9) *New York Herald*, September 12, 1852. Quoted in Foner, ed. *op. cit*, p12.
- 10) 岡田誠一訳『数奇なる奴隸の半生』(法政大学出版局、1993年), 2-3、5-7頁。Lydia Maria Child, *An Appeal in Favor of Americans Called Africans* (New York: John S. Taylor, 1836; rpt. New York: Arno Press and The New York Times, 1968) の第6章と第7章の章題をみよ。
- 11) Frederick Douglass, *My Bondage and My Freedom* (New York: Dover Publications, INC., 1969), p. 393. *Life & Times*, p. 480. には「理性面でも正義の上でも」(in reason or justice) といった表現が出てくる。
- 12) *FDP*, vol. 2, pp. 248-49.
- 13) *FDP*, v. 2, p. 451.
- 14) *FDP*, vol. 3, pp. 213-14
- 15) *Life & Times*, p. 476.
- 16) *Life & Times*, p. 476.
- 17) *Life & Times*, pp. 480-81.
- 18) *Life & Times*, pp. 481-82.
- 19) *Life & Times*, p. 480.
- 20) *Life & Times*, p. 482.
- 21) *FDP*, vol. 5, p. 248.
- 22) *FDP*, vol. 5, p. 249.
- 23) *FDP*, vol. 5, p. 253.
- 24) *FDP*, vol. 5, p. 254.
- 25) *FDP*, vol. 5, p. 259.
- 26) *FDP*, vol. 5, p. 254.
- 27) *FDP*, vol. 5, p. 254.
- 28) *FDP*, vol. 5, p. 256.
- 29) *FDP*, vol. 5, p. 255.
- 30) *FDP*, vol. 5, p. 256.
- 31) *FDP*, vol. 5, p. 252.
- 32) *FDP*, vol. 5, pp. 387.
- 33) *FDP*, vol. 5, p. 254.
- 34) *FDP*, vol. 5, p. 383.
- 35) *FDP*, vol. 5, pp. 383-84.
- 36) *FDP*, vol. 5, pp. 384.
- 37) *FDP*, vol. 5, pp. 384.
- 38) *FDP*, vol. 5, pp. 386.
- 39) *FDP*, vol. 5, pp. 385.
- 40) *FDP*, vol. 5, pp. 385.
- 41) *FDP*, vol. 5, pp. 386.
- 42) *FDP*, vol. 5, p. 387.
- 43) ダグラスの思想は環境と資質をもちだす二元論の立場であるとする解釈がある。すなわち、ダグラスは18世紀の環境決定論（啓蒙主義）と19世紀の資質決定論（ロマンティシズム）に棹さしていたのであり、かれの思想の首尾一貫性のなさはこれに起因するという解釈である。(たとえば、Waldo E. Martin, *The Mind of Frederick Douglass* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1984), pp. 197-202.をみよ)。ダグラスの発言に環境決定論の考え方が見られることを示す例は、たしかにある。たとえば、かれがオハイオ州ハドソンのウェスタン・リザーヴ大学でおこなった「人種的に見た黒人の権利請求」(1854年)と題する講演はそうである (*FDP*, vol. 2, pp. 497-525.)。この中でダグラスは、

当時人種学上の最大の争点であった人祖単元論と人祖多元論の問題を取り上げ、環境決定論の立場に立って、聖書の説く人祖単元論の考え方を支持している。黒人と白人の資質が同じであり、黒人にも白人とおなじ「自由と幸福追求」の「不可譲の権利」があることを主張するには、人祖単元論（黒人の祖先と白人の祖先はもとおなじで、人祖はひとつであった。人種の差が生じたのは環境のゆえであるとする説）を唱える必要があり、人祖単元論を唱えるためには、環境決定論の立場をとる必要があった。この1854年の講演は、そういう思想的論理的脈絡の中で環境決定論を打ち出しているといえる。この講演は人種のちがいを論じたにすぎないが、この小論でも言及した1858年5月の講演では、ダグラスは男女のちがいをやはり環境決定論風の考え方で説明しようとしている。しかしこれらの発言はむしろダグラスの発言の中では例外的なものであり、かれの思想の根幹をなすのはやはり自然法の思想である。

自然法の考え方立つ場合、権利（自然権）は自然（資質）に応じて賦与されるのであり、権利と資質は連動するかたちになっているのであるから、男女同権をいおうとすれば、当然それに先だって男女の同質性を主張しなくてはならない。女性参政権を擁護するダグラスの主張に首尾一貫性がないのは、かれが資質と環境に二股かけていたからではなく（すなわち、環境決定論と資質決定論の説明方法をまぜこぜのかたちで使っているからではなく）、かれが当時の通俗的な男女観に足を引っ張られて、男女の同質性を一貫して主張していないからにすぎない。

(この論文は神戸女学院大学研究所の2003年度研究助成の成果である)

(原稿受理 2003年12月1日)